

近世兵書における「道」解釈の転換

——『士鑑用法』を中心として——

高橋 禎雄

はじめに

われわれの政治学はまづもつて『日本国防政治学』として樹立さるべきであるから、かかるものとしてのその学統をわが国の政治思想の系譜に見出すのである。すなはち新しい国防政治学はわが古兵学の精神を政治学の領域において復興し護持せんとするものに他ならぬのである。

東北帝国大学法文学部助教時代、政治学史を担当した五十嵐豊作氏は、敗戦間近にその著『国防政治の研究』（一九四五）の第一章「国防政治学序説」第一節「政治学の新しい課題」で、このように述べた。加えて北條氏長（一六〇九—一七〇〇）が著した近世兵書の一つである『士鑑用法』（一六四六成、一六五三刊）について「すぐれて広義の政治学たるべき性格をもつてゐた」と高く評価する。このような言辞が時局に沿う形で発せられたことは容易に推察され、同章の論調全体も「神武の観念」を顕揚すると

いった性質のものである。ただし同時代において特に軍関係者によって兵書の研究が積極的に行われていた一方で、政治学者によって『士鑑用法』が注目された点はそれ自体として興味深い。同書中の「国家護持ノ作法」との表現が時局と密接に関連して解釈されたことが原因であることは言うまでもないが、『士鑑用法』全体を「氏長の兵学が戦争学の限界を越えて倫理学および政治学へ発展したことを物語るものである。そしてその際顕著なことは当然かもしれないが、軍事的思惟がこれら倫理学や政治学の領域に導入されて行つたことである」と評価する五十嵐氏の兵書理解の特徴は、有馬成甫氏や河野省三氏が注目した大星伝に代表される兵家神道のいわば本流ではなく、兵書『士鑑用法』に注目した点にある。『士鑑用法』は、五十嵐氏が指摘するように戦争の技術書の域に留まらない点が特徴である。一例を挙げよう。

内を能治の本は城取なり。但城取といへば堀をほり、土居を築き、堅固を用るばかりを城と云にはあらず。天下を城とし、国は国を城とし、一家の民は家を城とし、一人のときは其身を城とさすなり。身を修れば家齊、家とのほれば、国治り、国治れば天下泰平なり。其作法大より小にいたるまで、さらに差別なし。天地の間にありとあらゆるものは、何も一理より生。方円神心の外別に作法なければなり。

これは『土鑑用法』中の「城取」の一部である。修身—齐家—治国—平天下（『大学』）と併せて理一分殊の考えが現れている。本稿ではこの『土鑑用法』中の「道」の解釈について検討するが、その理由は、兵書中の「道」の解釈が—特に儒学者達によって—難問とされてきたことに因る。

また近世国家の政治的体質を考える上でも『土鑑用法』は具体的素材を提示する。例えば、所謂三民論については、山鹿素行の職分論として広く知られるところであるが、野口武彦氏が『土鑑用法』について「この論法は、明らかに、素行の武士存在理由論のさきがけをなすものといえるだろう」と述べるように看過できないものである。これが、本稿で『土鑑用法』に注目する理由である。

国に守護なきときはたがやさずして喰、工せずして家

におり、あたひなくして宝をうばひ、三民をみだる邪なるもの出来る。是を盗人と云。其盗人を征罰して、泰平の世となす役人を名付て士と云なり。士農工商の四民是なり。此士の内にも上中下あり。上は主、中は將、下は士の三段なり。

素行は北條氏長に破門されたが、右の通り素行に先だつて「士」の内部における階層性秩序構造が既に『土鑑用法』中に提示されていたことは重要で、近世国家の政治的体質を考察する上で欠かせない著作と考えられる。

小幡景憲（一五七二—一六六三）の下で氏長は『兵法師鑑』（一六三五）、『兵法雄鑑』（一六四五）と兵学を体系化を進め『土鑑用法』（一六四六）を著した。この点について有馬成甫氏は『土鑑用法』について「師伝の『兵法雄鑑』より一步を進めて、兵法の真義を確立、闡明したものであって、日本の兵学がここに世界に独特な位置を占むるに至った」と高く評価する。

他方、『孫子』を中心に近世思想を理解しようと試みた佐藤堅司氏は「氏長の治内と孫子の五事を確実につないだのは、五事の註釈者観山である」と述べて、『土鑑用法』と『孫子』の関連性を強調した。松宮観山（一六八六一—一七八〇）の思想を内在的に理解しようとする意識が看取されるのであるが、その言わんとするところは必ずしも分

かりやすいとは言いがたい。かかる研究史上の問題点に鑑み、本稿では『土鑑用法』の「序」に表れた「詭道」と『土鑑用法』が引用する『孫子』「五事」における「道」の二つを中心に『土鑑用法』の諸註釈書に現れた解釈を軸に通時的観点から検討する。

一 『土鑑用法』の構成と「道」

『土鑑用法』は「治内」「知外」「応変」の三部から構成される。本書全体を特徴付けるのは「方円」と「神心」の二つの概念を軸としていることである。これは内面と外界をこの二つの概念で連続して把握するということであり、個人レベルでは「方円」は身体に相当し、「神心」は内面に宿るとされる。これが国家レベルでは「方円」は城に「神心」は城主に当たるとされ、また天下にあつては国土が「方円」、君主が「神心」に相当するという言わば同心円状に展開する構造である。氏長の独創の一つはこの点にある。この二つの概念を「道」との関連で示される箇所を一例として挙げるならば、「道を行んと思ものは、能く方円の道理にかなひ、神心の曲尺にはづさず、当然の理にまかせて事に随て無為なるべし。是本分の道なり。」と表現される。ここでは、道を実現する者、具体的には三民を守護する役割を担う者として「土」の役割を説明する。

この『土鑑用法』の主要概念の関連性について整理すると、兵法の本質は国家護持の作法であり、具体的には「治内」であるとされる。これは文字通り内を治めることで、その要は「方円」と「神心」にある。「方円」とは、身体から国家へと同心円的に適応させることが可能な概念であり、それを掌るのが「神心」である。かかる連続性を顕著に示す点で朱子学的発想を基底としていることが看取される。要約するならば、国家護持の作法をもって国内統治を行うために、「方円」「神心」を軸にして情況理解を行い、戦時・平時の両方に臨むということである。「能国家を安全に守らんとすれば、賊は外より不来、先内を能治るを以てはじめとす」との表現にそれは集約される。この『土鑑用法』の伝授については厳格な様式が定められていた。

土鑑用法相伝之定

- 一、向_レ志之不_レ定而雜学人_{不_レ可_二妄談_一事}
- 二、其人_{不_レ可_二妄談_一事}
- 三、講釈一日_{不_レ可_二過_二二十个条_一、付、師伝之外私之見解_{不_レ可_二説事_一}}

このような厳格な伝授様式の制定は、逸脱の可能性を想定しているからこそ明示されなければならなかったのである。そして北條流兵学の場合では時系列的に見た場合、厳格な伝授用式の制定にも関わらず解釈の変容が認められ

るのである。従来、兵書理解は、儒学を対立軸として論じられ、その問題点は「道」の理解にあるとされてきた。これは読み解く側が主に儒学者であったという事実にも起因する。

軍学などこそ其ノ本原を尋れば、皆陰謀を主意としたる事にして、人を売騙する術なれば、広く人に知らせては物がなくなるゆへ、秘事とし伝授するはず也。それゆへその門人とならねば、かつて人に説き聞かせず。弟子となるには、誓紙血判して他言させず、秘授口訣するを見ても、その道の正大なるものにあらざる事明白也。「賊_二夫人子_一」の道なる事、軍学にしくはなし。聖人の道の正大なる事、日月の天に中する如く、人みな仰ぐものに、秘し隠す事何もなきなり¹⁾

堀景山の『不尽言』にみられる右の発言は研究史上でも明らかな通り儒学者からの兵学に対する見解の代表的なもので、特にその対立構造を浮かび上がらせる上で魅力的であるが、兵書理解としては―特にその内在的理解を志向する立場からは―、偏向を与えかねない。儒学者が問題としたのは兵書に見られる「道」の理解の仕方であった。『士鑑用法』の註釈書でも『孫子』の引用と併せて、この解釈は変化を見せることになる。

兵法と云名あるゆへに戦の起りたるときばかりの事と

心得、或孫子に兵は詭道なりとあるを、あしく心得て、真実の道にあらずと思へり。是大なる誤なり。常にあらずんば、いかでか敵に随て転化することをえん。孫子云ところは詭も道なりと云義なり。¹²⁾

ここに現れる「詭道」という語が兵書解釈の鍵である。『孫子』は時代を下るにつれてよく読まれることになるが、この点、野口武彦氏は「およそ『孫子』の注釈にあつて、「詭道」という概念ほど毀誉褒貶にさらされた論点はないであろう¹³⁾」と述べ、林羅山がこの「詭」を「詐」と読み込んでいる点に注目している。羅山の場合、所謂「魏武注」が大きな影響を与えていることが伺われる。この「詭道」が儒学者にとつて難問となつたのは、儒学の中心概念である「道」がそれと全く相反する「詭」と結合し一つの熟語となつているためであった。

兵書において「詭道」が使用される文脈で想定されているのは、理想的な静態的世界秩序の平和的実現よりむしろ、戦闘者にとつて眼前に展開する変転してやまない、生命の危機に直結する戦争である。今検討している『士鑑用法』でも「道」は、こうした文脈で理解されることになる。例えば『孫子』始計第一の「五事」を『士鑑用法』はそのまま引用する。

五事

一、道 道者令「民与」上同意、「可与」之死、「可与」之生^二、而不^中畏危^上也。

二、天 天者陰陽・寒暑・時制也

三、地 地者遠近・險易・広狭・死生也

四、将 将者智信仁勇敵也

五、法 法者曲制・官道・主用也¹⁵

「一、道 道者令民与上同意、可与之死、可与之生、而不畏危也。」この一文の指すところは、戦争にあつて「民」すなわち一般士人から恐怖心を取り除くことで、「上」とは戦時にあつては指揮官、平時にあつては「君」と理解され、つまりは戦時状態が恒常化した国家にも拡大解釈することが可能である。しかし「不畏危」という心理状態に還元される時点で「儒学者の想起する「道」と比較して」、かなり限定的に理解されるものであり、この文脈での「道」の実態は、むしろ「術」の域に著しく近接しているものと理解されよう。続く「天」についても「天候」と捉えられて主宰的人格的性質は除かれる。「地」についても地理的空間把握の域に留まっている。「天・地・人」の順で相当するのが「将」であり、儒学で見られる人全般の生き方の理想態ではなく、指揮官が戦闘に際し身につけておくべき性質と条件として「智信仁勇敵」の五つの要素が挙げられ、

「法」についても統治を目的とするものというよりは、戦時における軍令の如き伝達手段が考えられている。ここでは「道」は「術」である。こうした『孫子』の一部を組み込むことで、氏長は会戦における具体的条件を想定して『士鑑用法』を構成していることがわかる。

二 『士鑑用法直解』の「詭道」と「道」解釈

承応二年（一六五三）に北條氏長の『士鑑用法』を版行した人物は、福島国隆として知られる遠山信景（一六三一—一八六）である¹⁶。北條家は先祖正成まで福島姓であつた。国隆の出自は遠山氏であり、氏長の母は水戸藩士遠山景信の娘で国隆はその甥であつた。しかも氏長に長子氏平（一六二七—一七〇五）が誕生し福島姓に復するまで遠山信景はその養子であつたことから明らかなように氏長とは極めて密接な縁戚関係に位置する点からも彼の著した註釈書は、氏長の思想から逸脱する可能性は低いと考えられる。本稿では遠山信景の『士鑑用法直解』を近世日本で以後著される『士鑑用法』の諸註釈書の起点と位置づけて分析することにする。

孫子二詭道ト有ハト云大ニ誤リ。孫子力心ハ詭モ道也ト云意也。刀ハ人ヲ斬力誠也。然ハトテ混物キレハ氣違也。常ニ拔ヌ様ニト為ハ詭也。是真也。惣ノ事偽テ

モ事能道二叶時ハ真也ト云心也。況方円曲直トモ二用。元來我ニ好悪人我ノ情ナキ故ニ為事何モ真実也。真実トハ善悪二不レ拘神心也。如此ナクンハ如何ニシテ国家ヲ護持スル事成ヘキヤ。大道ト云事最也⁽¹⁷⁾。

これは『士鑑用法』「序」への註釈である。遠山信景は「詭道」の表記通りに一体化して捉えることには反対している。氏長と同じく「詭モ道也」と分離して記していることからわかる通り、この「詭道」の「詭」は「道」の一部として理解されるべきだ、というのである。また『士鑑用法』中の「真実の道」に関連して、「刀」の例が持ち出される。刀の本質は「人ヲ斬」ることにあるとされる。しかし「混物キレハ氣違也」、むやみやたらに切りつける行為は正気ではない。「常ニ拔ヌ様ニト為ハ詭也」とは、すなわち切ると見せかけて切らないということで、「刀」は相手を威嚇、牽制するものとして提示されているのである。「惣ノ事偽テモ事能道ニ叶時ハ真也」との一文には、兵書をして兵書たらしめる叡智が凝縮されている。

この場合、個人レベルでの戦闘と国家間の戦争が区分ざれていないのは、かの「方円」「神心」の連続的理解が基底にあるためである。そしてその目的は国家を護持することであり、威嚇による戦争回避である。切ると見せかけることは、実は戦闘回避という「真意」を覆い隠すものであ

り、切らずに勝つという結果そのものが重視される思考方法である。戦わずして勝つという『孫子』の戦争哲理を見出すことができる。

「大道」の目的はここにみられる如く「国家ヲ護持スル事」である。道徳的修養を経て達成される安天下とは次元を異にすることは言うまでもない。先に「詭道」について遠山信景の解釈を検討したが、「詭」と切り離された「道」について検討する必要がある。

道ハ不レ得レ止也事ヲナスニ衆人ト好悪ヲ同スヘシ。仮令ハ道ハ理也。種也。一切ノ種ノ内ニ青色ヲ含テ、ミノ実備ル。然ト云トモ、此種ノ内ヨリ取出サントスレハ、其形ナシ。又無ト思ヘバ又生則因レ之。青葉紅花出来ル故ニ常ニ修行テ見ヨ。無形ナレバ有ト思モ不レ常。無形天地ニ満テ万物ヲ生ス。然ハ無ト云モ中ズ。思慮ヲ去テ道ノ明々タル処ヨリ万物ニ推移。何ゾ危トテ恐、生死ヲ隔ベキヤ。⁽¹⁸⁾

右に示したのは『士鑑用法』本文で氏長が『孫子』から引用した「五事」の部分についての遠山信景の註釈である。ここからも「理一分殊」の考えが反映されていることが理解される。なお補足するならば、引用部冒頭の「道ハ不レ得レ止也事ヲナス」は、開戦に際し軍隊の全体的統制の観点からの合目的性を指し、この目的達成のために「衆人ト

好悪ヲ同スヘシ、つまり情的統一を必須要素としていると解されるもので、これは『孫子』に即した理解である。情綽の結合体としての軍隊の完成それ自体を目的とするのではなく、人間集団を統制下に置き、操作することを目的とした指揮官側の視点が現れていると言えよう。つまり道そのものについては戦争遂行と勝利という合目的性の概念として理解されるのである。

「種」は本質的存在として提示され、その具体相は「青葉」や「紅花」として本質から展開する現象として述べられるが、その起源を求めて「種」を分解しても展開相は具体化しては見ることはできない。無形（『孫子』「虚実篇」）と万物生成の關係と推移を説いて「不畏危」を説明しようとするのである。

遠山信景の『士鑑用法直解』に示された解釈は、『士鑑用法』本文に即しつつ、軍隊を統制するための「術」として「道」を説くと共に、素朴な形ではあるが理一分殊の朱子学的発想が見られる点の特徴である。北條流兵学は氏長そして遠山信景の時代を一つの画期とした。この後、北條流を拡大・深化させたのが松宮觀山である。

三 松宮觀山の「詭道」と「道」解釈

氏長末子、氏如（うじすけ）（一六六五—一七二七）に従学し、北條

流兵学を大成せしめたと評される松宮觀山は、「詭道」について如何なる見解を示すのであろうか。大著『士鑑用法直旨鈔』に即して検討したい。まず『士鑑用法』「序」についての解釈である。

孫子ノ詭道、詭モ道ナリト読ヘシト云ニハアラス、詭モ道ノ一也ト其義ヲ釈スル也。（中略）当レ知、兵ノ詭道ナルコトヲ。兵ヲ用ルニ至テ詭道ヲ厭ン。

一見、『士鑑用法』本文に忠実な註釈と思われるが、「詭モ道ノ一也」の部分が特徴である。「詭」と「道」について内実では同義とされていた本文解釈とは異なり、「道」の方が大きく捉えられ「詭」はその一部という理解であり、いわば「同義」から「一部分」への転換が見出されるのである。この点については山鹿素行『孫子諺義』の理解が想起されよう。素行は魏武注「以詭詐為道」を批判して「道」の字は軽く「術」のレベルであるとし「兵は詭詐の術なり」とした。

往年余兵法を学ぶとき、北條氏長以「此一句」為「詭亦道」、余亦嘗張「皇其説」して、詭も道也、いつはりを行ふも皆大道にあたると云ふ心とす。近来に至りて牽合附会して其の説を興盛ならしむるの弊より出たることをしれり。詭詐を以て道と云ふにはあらず、詭詐もまた道在「其中」とは云ひつべき也⁽²⁰⁾

素行が述べる「詭も道也、いつはりを行ふも皆大道にあ
たると云ふ心とす」とは前章で検討した遠山信景『士鑑用
法直解』の理解に近いが、『士鑑用法』本文では「詭道」
の語は用いられても「詐」の文字はない。『孫子』解釈に
おいて、素行は「詭詐」の語を魏武注から受けつつ「詭詐
もまた道に其中」として「詭詐」の中にも「道」が内
在していると述べる。観山は「詐」の文字を用いないが、「道」
との関係で言えば「詭」が「道」の一部と捉えている点で
近いものがある。

然トモ兵常ニ不レ可用寇賊アルニ至テ不レ得レ已シテ
用レ之。乃チ詭モ道トナル。是詭モ道ノ一ナリト云ユ
エンナリ。兵法曰、兵者凶器、天道悪レ之、不レ得レ已
用レ之則天道也、トイヘリ。⁽²¹⁾

戦時が常態化するのには好ましくないが、敵の出現によつ
てやむを得ず開戦に至るといふ点で「詭モ道」となると述
べ「詭モ道ノ一ナリ」とする。加えて観山は「兵法曰」と
して『三略』『下略』から「天道」を用いて「詭モ道ノ一ナリ」
の正当化を企図するのである。

不レ得レ已ノ道、豈好悪ノ私スル所アラシヤ。所レ悪ノ
兵亦不レ得レ已ニ至テ用レハ即天道ナルニテ、詭モ道ナ
ルコトヲ知ヘシ、何ノ所疑カアラン。(中略) 真偽曲
直、本皆一ヨリ出テ道ノ分殊スル所ナレハ、不レ得レ

已ニ至テ取テ用レ之、何レノ物カ道ニアラサラン。⁽²²⁾

先に「詭モ道ノ一ナリ」との観山の理解を見たが「本皆
一ヨリ出テ道ノ分殊スル所」との一文は、これを裏付ける
ものである。理二分殊的発想の応用と見ることもできるが、
これは「真偽曲直」という戦時での行動も「道」が「分殊」
した態様として理解され、「道」が行動における一部とし
て内在した運動として正当化されるのである。この「道」
理解のには荻生徂徠の「先王の道は多端なり」(『弁道』)
との捉え方が反映されているとも考えられる。特に「先王
の道は多端なり。しばらくその尤なる者を挙げてこれを言
はば、政は暴を禁じ、兵刑は人を殺す。これを仁と謂ひて
可ならんや。然れども要は天下を安ずるに帰するのみ」と
のあまりに有名な『弁道』の一文と思想的立場は著しく近
接する。

観山が著した『士鑑用法』の註釈書は『士鑑用法直旨
鈔』だけではない。一例を挙げると海上自衛隊第一術科学
校教育参考館に所蔵されている『士鑑用法口訣』(宝永七
年(一七一〇)成、安政五年(一八五八)写)がある。同
書ではどのように示されるのであろうか。

兵道ハ一也。天地ノ間、生殺ノ理ヒトシク、兵ヲ用ル
ノ理アラワレテ、常道ナリ。⁽²³⁾

「兵」と「道」は一体である。生殺の理には差がないの

と同様、戦争にも「理」があるとされる。「常道」とは平時のみではなく戦時を併せての理解であることがわかる。こうした平時・戦時を併せた理解のもと、開戦時は次のように説明される。

然ルヲ戦ノ起トキ、兵ノ理ヲ知テナサントスヘキヤ、孫子詭道ヲ云コト真偏曲直順逆ニヨリ出テニトナル故、道天地將法ト云、権ト云、詭ト云。皆兵ヲ用ル間ニ道ノ分殊シテタルナレハ、好悪ノ私ナク是ヲ用ルハ、不_レ得_レ已シテ兵ヲ用ルノ道也。

我好悪ニ私シテ、詭トトメ、信トトムル地ニテ、全勝ヲ得ルコトアタハサル也。孫子詭道ト説タルヲトメテ用ハ、ナンソ可勝、勝スンハ孫子云トモ誰カ可用。大道ハ一ナレハ好ニシテモ亦道也。真実ノ道理已ニ得ニアラズンハ妄ニ口ヲヒライテ云コトナカレト云義也。⁽²⁶⁾「道・天・地・將・法」の「五事」、そして「権」、「詭」も「道ノ分殊」と捉えられるが、これは「兵ヲ用ル間」、すなわち戦時に臨機応変に対応することに原因が求められる。

真偽曲直偏ニ見ハ皆誤アル也。兵ハ不祥ニシテ死地ニ居ノ凶器、不可用ト云エトモ不得已シテ用ルハ是天道ナリ。一偏ニシテ着スルコトナカレ。執_レ之失_レ度、必邪路ニ入ルト云エリ。⁽²⁷⁾

やむを得ず「兵」を用いるのは「天道」とも言い換えら

れる。『士鑑用法直旨鈔』で引用された『三略』「下略」からのものと同様、『士鑑用法口訣』では、開戦に際して「不得已シテ用ル」との正当性の根拠を「天道」に求めている。観山の『士鑑用法』解釈の特徴の一つは、本来の「道」（「大道」「天道」）が分殊し、内在していると理解した点にある。

四 観山以後の「詭道」と「道」解釈

海上自衛隊第一術科学校教育参考館に現在所蔵される『士鑑用法口訣』は二種類ある。いずれも鳥取藩士鷺見家に伝わるものを昭和九年一月十八日に京都の佐々木竹筥堂から海軍兵学校が購入した兵書コレクション「鷺見文庫」に収められるものである。一つは前章で検討した松宮観山の口訣であるが、本章で検討するのはもう一つの『士鑑用法口訣』（一二冊）で、これは小倉圭斎が著したものである。⁽²⁸⁾これは註釈書としては、観山の『士鑑用法直旨鈔』には及ばないが、前章で検討した同名の松宮観山述『士鑑用法口訣』よりも精密である。この小倉圭斎の『士鑑用法口訣』は北條流の系譜から見て『士鑑用法』註釈書では最後に位置すると見て良いであろう。著者小倉圭斎について、残念ながら詳しいことはわからない。教育参考館所蔵の『兵法大事』⁽²⁹⁾を見ると流派における位置付けは次のようである。

北條安房守平氏長―福島伝兵衛源国隆―北條新左衛門平

氏如—松宮主鈴菅俊仍〔観山〕—松宮左司馬菅定俊—森山富涯伊豫部定志—鶉飼伝右衛門藤原政正—小倉圭斎源重堅—鷲見辰三郎〔保合〕

石岡氏はこの『兵法大事』に即して「学統」を表記しているが、「定俊—森山富涯」の間に定俊の息子の松宮長俊を欠いているのは三箇秘伝の伝授が何らかの理由でなされなかつたためであろうか。長俊は生没年は明らかではないが、観山の最晩年の著書『国学正義』の校訂も定俊と行つた人物で、『神楽舞面白草』も書写して伝えている。

有馬成甫氏と石岡氏が北條流伝授の特徴として述べた際に、積極的に援用されたのが、鷲見保合（一八〇八—六九）の伝授のケースである。あまりに細々とした儀式の規定は、氏長の時代に制定されたものであるとは考えられない。むしろ近世日本を通じて、徐々に整備・体系化されて、このように記されるに至つたと考えるのが自然であろう。『土鑑用法』「序」の「孫子ニトコロハ詭モ道也ト云義也」の小倉圭斎の註釈を見ることがしよう。

孫子一部詭道ヲ云タモノトモウハ胡椒丸吞ト云モノ也。孫子カ云所ハ勝負合ヲ云也。孫子カ云勝負合ハ機ニ臨ミ変ニ応テ内外表裏シテ成レ勝ノ道ヲ云。則能シテ之ニ能クセザルヲ示ス。用テ之ニ用ラザルヲ示スト云類十四出タリ。不仁不義ノ敵ト云トモ真実ノ事斗テ

ハ勝カタシ。武備志ニ曰ク撫レ士貴レ誠、制レ敵尚レ詭トアリ。二人ノ勝負合トテモ又然リ。前後左右表裏スル所ニ勝カアルナリ。故ニ詭モ道也ト云。武備ハ殺スソト敵重ニ見セカケ不殺ヲヨシトス。易経ニ聰明睿智神武不殺トアリ。

ここでも戦闘を未然に防ぐものとしての「詭道」理解が示される。勝利を収めるための「臨機応変」なのであり、所謂「詭道十四変」が引き合いに出される。ただし「真実ノ事斗テハ勝カタシ」と述べているのは、『土鑑用法』本文の「真実の道にあらずと思へり」の解釈としては正確ではない。なお明代兵学書『武備志』からの引用による「詭道」の正当化も遠山信景や松宮観山の註釈に見られない独自の点である。それでは小倉圭斎は「詭道」の理解を「詭モ道」として観山の理解から氏長の解釈へと回帰するのであるか。この点について「詭道」解釈の部分では明らかではないので、「五事」における「道」の理解に即して検討することとしたい。「五事」について小倉圭斎は次のように説明する。

孫子カ始計ニ出ル語也。習モ目当無クテハ出来ヌ也。目当ハ高クスヘシ。志ハ高ラン事ヲ欲スル也。然レバ天下第一ノ功者ヲ目当ニ可レ致事也。文学ハ不レ及ナカラ孔子ヲ可レ学、兵法ノ修行モ孫子ヲ目当ト致ス事

也。然ルニ孫子ハ目ノ附所カ低イト云モノアルヘキナ
レトモ、ソウデハナシ。以レ入不_レ棄言ト云。タトエ
ハ誰人カ語テモ可_レ用事ハ用ル也。五事トハ則左ニ云
道天地將法ノ五ツヲ云也。⁽³³⁾

目的を設定して行ふ「習」⁽³⁴⁾とは『士鑑用法』本文に「習
私云、ならしと云は修行の義なり。常につとめ学で能方
円神心の曲尺にかなひ、当然の道理にそむかぬようにすべ
しといえる義なり」と示されるように北條流の基本である。
この小倉圭齋が理解する「五事」では「天下第一ノ功者ヲ
目当ニ可_レ致事也」と記されている点から、「志」を持つ者
は個々の戦闘レベルでの指揮官よりは戦略を策定する君主
と見るべきであろう。この君主レベルにおいて儒学と兵学
の融合が成り立つ。「孫子ハ目ノ附所カ低イト」と兵家は
見下されてきた点についての認識を示した上で、有用性の
観点から儒家と同一レベルに引き上げられることになる。
つまり兵家側からの「道」について言及する正当性をここ
では述べて、「道・天・地・将・法」の「五事」について
説明する訳である。それでは本稿の主題である「道」につ
いては、どのように説明するのであるうか。

道ト云エハ統名ニテ各道ハアリ。其ノ所ニ因テサス所
ニ異也。此所テハ恩信ノ二ツヲ云也。凡兵ヲ用ハ有_レ道
ヲ以テ無道ヲ征スル也。道ハ天地ニ行ハル、所ニシテ、

人々固有ノ道也。聖人ノ物好テ云玉ヒシニ非ス。夫故
二道ノ立ヤ霜露ノ落所、舟車ノ至所誰カ道ヲ信セヌ者
ハナキ也。道ハ須臾モ不可離。シバラクモ道理ニソム
イテハ成ヌ也。先ツ民ヲシテ一致ナラシムルハ恩信ノ
二ツアル也。常ニ過分ノ禄ヲ玉ハリ召使ル、ハ実ニ難_レ
有事ト存セヌモノハ無キ也。其上信力無テハ人力疑ウ
ナリ。上ヨリ少モ不_レ偽、信実ヲ以テ下エ望ムトキハ
必服スル也。故ニ万民聊モ身構セス、水火白刃ヲモ不
辞也。⁽³⁵⁾

『士鑑用法口訣』「五事」における「道」の註釈で小倉圭
齋はこのように述べる。恩賞の効果重視の視点、具体的に
は信頼の効用について、動員に際しての指揮官の視点が示
されており『孫子』の立場に即したものと見えよう。

ところで北條流兵学の内部において反徂徠学者として名
高いのは松宮観山であった。⁽³⁶⁾その流派を受け継ぐとされる
小倉圭齋は「道ト云エハ統名ニテ」と『弁道』や『弁名』
上「道」で示される有名な徂徠学の宣言を『士鑑用法』註
釈中で明示するのである。この「道」は「各道」として「其
ノ所ニ因テサス所ニ異也」と多元的存在であると述べられて
いる。引用した後半部分では「道ハ須臾モ不可離」と『中
庸』からも援用される。儒学と兵学の間で問題となった「道」
は、「術」の意味合いから変化を遂げ、「兵儒一致」⁽³⁷⁾の方向

から多元性を有する概念として質的变化を見せるのである。

おわりに

『士鑑用法』本文には朱子学をはじめその他の思想的要素が混在している。また引用される兵書も『孫子』に限られない。『三略』はその一例だが、『士鑑用法』が著された時期は、七書が全体として受容された時代であることが背景にある。本稿ではこの『士鑑用法』を中心に、厳格な伝授用式を用いて継受されたとされる北條流兵学の内部で「詭道」と「道」の理解において変容が見られることを確認した。

既に別稿で、北條流兵学の三大秘伝（大星・乙中甲・分度）内部での質的変容については明らかにしたが、兵書解釈においても変化が見出される。「詭道」と「道」の解釈に関して概括すれば、これは兵儒一致の動きとして捉えられるが、注意しなくてはならないのは、これは単なる寛容性ではないということである。

広ク見聞シテ各其性ニ所レ具ノ道ヲ知コト不レ明トキ
ハ用捨節ニ不レ中シテ応変ノ妙ヲ失フ。(中略)故不レ
執ニ法、不レ捨ニ塵、万物一ツノ道アラサルコト
ナキコトヲ知テ、本末先後ノ眼ヲ開クヘキノミ。先ヲ

先トス、是用ナリ、後ヲ後トス、是捨也、用捨節ニ中
ル、コレ応変也。先後スル処ヲ知ルトキハ道ニ近シト
イヘリ。⁽³⁹⁾

本稿では『孫子』解釈を中心に近世日本の学者が直面した「詭道」の解釈について、北條流兵学の主要テキストである『士鑑用法』の「道」について通時的観点から流派内部における理解の変化に即して分析してきたが、その変化の基底には確固として北條流兵学があり、その核心は今右に示した『士鑑用法』「応変」の註釈箇所に見出される「用捨」の考え方であろう。従来、儒学研究の視点からは、特に松宮観山については朱子学の立場に立ちながらも意図せずして徂徠学の影響を受けているとの見方がされたが、選択的受容主体側の主観的意図に立ち返るならば、北條流兵学の基底にある「応変」「用捨」の発想が現れたものといえよう。

註

- (1) 『国防政治の研究』（日本評論社）二〇―二二頁。五十嵐豊作氏（一九〇七―八一）は東北帝国大学法文学部時代は政治学史担当。東北帝大在任期間は一九三五年三月に講師就任（『東北大学五十年史』「下」一九六〇年、一〇四三頁）、

翌一九三六年三月三日から一九四六年六月二十四日まで助教授（『東北大学百年史』第一〇巻「資料」三、三九九頁）。丸山眞男・福田敏一編『聞き書き 南原繁回顧録』（東京大学出版会一九八九年）では、次のように述べられる。

福田 先生のところ最初に助手として残られたのは五十嵐豊作先生ですね。

南原 そうです。五十嵐君は昭和六年卒業だから、ゼミには出ていません。これはどこに行くというあてはなかったけれども、勉強したいということで助手になった。後にいいあんばいに仙台にお世話できた。（一四〇—一四一頁）

『東北大学五十年史』「下」では、二十一年六月には、五十嵐豊作助教が追放とは関係なく、感ずるところがあるという理由で退職し郷里へ帰つてしまつた」（一〇八一頁）と教職追放前に辞職したことを記す。戦後、名古屋大学教授を務めた。名古屋大学時代の門下生に金沢大学法学部教授を務めた岩佐幹三氏（イギリス政治思想）がいる。

(2) 『国防政治の研究』、三四—三五頁。

(3) 同右書、三五—三六頁。

(4) 『日本兵法全集 三「北条流兵法」』（人物往来社一九六七年）、一八五—一八六頁。本書の書名表記については原書通り「北条流」とする。

(5) 『江戸の兵学思想』（中公文庫一九九九年）九三—九四頁。山鹿素行の職分論については、中嶋英介氏の「山鹿素行の職分論再考」（『ヒストリア』第三三三号、二〇二二年）参照。

中嶋氏は素行の「士」について社会的流動性の観点を導入して論じている。

(6) 『日本兵法全集 三「北条流兵法」』一八〇頁。

(7) 『日本兵法全集 三「北条流兵法」』「北条流兵法について」二二—二三頁。素行の性格については、松田修『複眼の視点——日本近世史の虚と実——』（角川選書一九八一年）を参照。

(8) 『孫子の思想的な研究』（風間書房一九六二年）三四九頁。『士鑑用法』の「治内」「知外」「心変」と「孫子」の「五事」「七計」「詭道」との関連性については両書の構成から見えて難しい。確かに五事における「道」は「孫子」の内部では他の「天地将法」とは連動はしているが「全体が道」とするのはやや強引との印象を受ける。なお関連文献として同氏「日本兵学思想にあらわれた精神要素——江戸時代を中心として——」一、日本武学思想の系譜（『古典軍事学にあらわれた精神要素』第二部 防衛研修所一九五八年）を参照。

(9) 『日本兵法全集 三「北条流兵法」』一八五頁。なお田中光郎氏「江戸時代の兵学について」（『論集きんせい』第一六号（一九九四年）八頁および二二頁参照）。

(10) 『日本兵法全集 三「北条流兵法」』一七九頁。

(11) 『新日本古典文学大系 九九「仁斎日札 たはれ草 不尽言 無可有郷」（岩波書店二〇〇〇年）二四〇—二四二頁。堀景山については、田尻祐一郎氏「儒学から国学へ——堀景山の位置——」（『文学研究の思想 儒学、神道そして国学』東海大学出版部二〇一四年）、儒学と兵学に関しては、前田

勉氏の『近世日本の儒学と兵学』（ペリカン社一九九六年）を参照。

(12) 『日本兵法全集三「北条流兵法」』一八一頁。

(13) 野口氏、前掲書、四三—四四頁。同書で羅山が「詭道」に「イツハリノミチ」とふりがなを付けていることが指摘されている。羅山に関連する論文として、龔穎氏の「林羅山の孫呉兵法観——朱子・南宋事功派との比較を通して」（『日本思想史研究』第二九号一九九七年）を参照。

(14) 野口氏、同右書。

(15) 『日本兵法全集三「北条流兵法」』一九二—一九三頁。

(16) 遠山信景（福島国隆一六三—一八六）については有馬成甫『北條氏長と其の兵学』（明隣堂書店一九三六年）、および『日本兵法全集三「北条流兵法」』所収の石岡久夫氏「北条流の伝統」参照。河野省三氏は『士鑑用法』版行の理由として、「素行は稍々自説を立て過ぎてあると考へられてゐた」と山鹿素行の存在を指摘している。『松宮観山集』第三卷（国民精神文化研究所一九三〇年）「解題」二頁。

(17) 遠山信景『士鑑用法直解』巻第一（明暦三年（一六五七））は東北大学附属図書館狩野文庫本を用いる。一丁裏。漢字は常用漢字に改めた。句読点は筆者による。

(18) 同右書、巻第四、三一丁裏。

(19) 『松宮観山集』第三卷（国民精神文化研究所一九三〇年）、二八頁。『士鑑用法直旨鈔』は本書を用いる。漢字は常用漢字に、また合字についてはカタカナ表記に改めた。なお、観山と関わりのあつた法忍について触れた最近の業績に中

野三敏氏「江戸文化再考 これからの近代を創るために」（笠間書院二〇一二年）がある。

(20) 『孫子諺義』巻第一は「山鹿素行全集思想篇」第一四卷所収（岩波書店一九四二年）六四頁。佐藤堅司氏も『孫子の思想史的研究』（三五七—三五八頁）でこの部分を引用して論じている。なお『孫子』「軍争篇」には「兵以詐立」とある。本稿の文脈で論じている素行については、張捷『山鹿素行の『孫子諺義』について』（『研究論集 北海道大学大学院文学研究科』第二二号 二〇一二年）参照。

(21) 『松宮観山集』第三卷、二八一—二九頁。

(22) 同右書、二九頁。

(23) 『日本思想大系三六「荻生徂徠』』（岩波書店一九七三年）、一九頁。

(24) 海上自衛隊第一術科学校教育参考館所蔵本。S四〇五、四丁裏。「此一巻者備後筑紫氏之所伝観山松宮先生之口訣也」と記す。『士鑑用法直旨鈔』と比較すると量的にも質的にも極めて簡素である。漢字は常用漢字に改めた。句読点は筆者による。旧海軍兵学校教育参考館に関する文献として、飯田嘉郎氏「海軍兵学校教育参考館の資料の行方について」（『海軍史研究』第一四号 一九七〇年）ならびに新宮武雄氏「海上自衛隊第一術科学校教育参考館」（『軍事史学』二九（三）一九九三年）を参照。また博物館学の観点から現在の教育参考館に触れたものとして金澤裕之氏「海軍史料の保存と管理——教育参考館を中心に——」（『波涛』二一三号 二〇一一年）が詳しい。九州大学文学部の鷺見文庫につい

ては、田村隆氏「鷲見文庫点描」(『九州大学附属図書館研究開発室年報』二〇〇八/二〇〇九)を参照。

- (25) 海上自衛隊第一術科学校教育参考館所蔵本。S四〇五、四丁裏。

- (26) 同右。

- (27) 石岡久夫氏『日本兵法史』(上)三五六一三五八頁、および三六三頁。前章で検討した『土鑑用法口訣』とは別の著作である。

- (28) 海上自衛隊第一術科学校教育参考館所蔵本。S三九五。「安政七申閏三月廿日」と記されている。なお石岡氏は『日本兵法史』(上)で「小倉重堅」とも表記している。これは同書に基づくと表記である(四一七頁)。

- (29) 石岡、前掲書、四一七頁。

- (30) 『松宮観山集』第一巻では東京高等師範学校所蔵本を用いているが、他に長俊筆写本が伝わる(架蔵)。

- (31) 海上自衛隊第一術科学校教育参考館所蔵本。『北條流授与次第書』S四一二。北條流兵学における伝授については、同書に基づき有馬成甫氏の註(16)前掲書で説明され、石岡氏の『日本兵法史』(雄山閣一九七〇年)に紹介されている。

- (32) 海上自衛隊第一術科学校教育参考館所蔵本。S四〇四一〇一、一五丁表。漢字は常用漢字に改めた。句読点は筆者による。同書は全一二冊。最終巻のS四〇四一二末尾に「小倉圭齋」の署名が認められる。

- (33) 小倉圭齋『土鑑用法口訣』、S四〇四一〇五、二丁表。

- (34) 『日本兵法全集三「北条流兵法」』一九二頁。

- (35) 小倉圭齋『土鑑用法口訣』、二丁裏―三丁表。

- (36) 徂徠学が松宮観山に与えた影響については、小島康敬『増補版』徂徠学と反徂徠(ぺりかん社一九九四年)参照。

- (37) 堀勇雄氏『山鹿素行』(人物叢書)吉川弘文館一九五九年・新装版一九八七年)一一三頁。

- (38) 拙稿「北條流三伝口訣考——松宮観山論序説——」(『日本思想史研究』第二八号一九九六年)参照。『土鑑用法』の全体構造に即して、観山は次のように述べる。

治内、知外、応変三篇ノ大意、神心ヲ一身ノ主トスルヲ備アリトシ、好悪ノ私アル人欲心ヲ敵トシテ勝レ之ヲ兵道ノ本トス。神心備レハ其明ヲ以賊情ヲ照スコト審力也。賊情明カナレハ応変速ニシテ不レ可レ勝ノ敵アルコトナシ。一个ノ身堅固ナレハコレヲ推シテ国ヲ治メ天下ヲ平ニス、コレヲ放ハ六合瀰リコレヲ卷ハ退テ密ニ蔵ル、大小差別ナキハ一ノ道ナリト云ヘリ。(『土鑑用法直旨鈔』卷二『松宮観山集』第三卷)七六一七七頁。

また大星伝に顕著に見られるように「習」によって内なる大星を輝かすことが可能であると北條流では説く。『土鑑用法直旨鈔』でも大星の語は表出ししないものの、類似の表現は多く見られる。例えば「人欲ノ穢ヲ去テ神心ノ光ヲ発ス」(四九頁)や「神心ノ備アルトキハ向フ者日輪ヲ仰力如、其光ニ攻ラレテ目眩クユヘ自由ニ使ハルナリ」(五二頁)等。

佐藤弘夫氏は近世日本について「みずからの内なる光でカミに上昇する人物を輩出する時代」と規定する(『ヒトガミ信仰の系譜』岩田書院二〇一二年、一八三頁)。この規定

は北條流兵学についても該当する。

(39) 『士鑑用法直旨鈔』卷二(『松宮觀山集』第三卷)七二―七三頁。

付記

本稿は「松宮觀山の兵書解釈」として二〇一三年度日本思想史学会(於、東北大学)で口頭発表したものを改題の上、原稿化したものである。当日、会場にて貴重なコメントをいただいた九州大学名誉教授中野三敏先生と東京工業大学畑中健二氏に御礼申し上げます。

本稿は、平成二四(二六)年度科学研究費補助金(基盤研究(C)・課題番号二四五二〇〇七九・課題名「海上自衛隊第一術科学校教育参考館所蔵「古兵書」に関する基礎的研究」)の成果の一部である。